



# 地域福祉活動(まちづくり)

---

「地域包括ケアシステム」

取組み等(たたき台)

添田 繁實

平成28年5月31日



# 生活支援体制整備事業

---

地域住民参加で協議体(圏域)を編成し、行政主導[見える化]で地域おこし。

- 暮らしのサーポートセンターの設置
- ワンストップサービス(各部署連携)
- 生活支援コーディネーターの配置
- 協議体(圏域)研修会・勉強会の開催



# 生活支援体制整備事業

---

- 自助・互助・共助・公助あらゆる資源・財源を取り組み(国の財源は消費税?)
- 協議体の編成は自治体中心で決定?
- 行政・社協中心の居場所造り?
- 社会参加権、生活権を回復するためには、個別ニーズに応じたソーシャルネットキャピタルの開発が欠かせない



# 生活支援の受益者

---

- 福祉法第4条に規定する身体障がい者  
その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有するもの
- 介護保険法第19条第1項に規定する  
要介護認定者及び第2項要支援認定者
- 児童福祉法及び子ども・子育て支援法  
に規定する児童及び児童障害児



# 生活支援体制整備事業

---

- 自治体と社協が中心の居場所づくり（サロン）で一般介護予防事業に補助金の拠出（例：1000万補助）
- 一般介護予防リーダー養成・研修
- 居場所で地域資源の開発：目指す地域像の基本は共助が重要、地域住民の助け合い（ベストプラクティス）



# 生活支援体制整備事業

---

- 居場所の責任者の役割（構成員）は自治体と連携：共助が重要
- 生活支援コーディネーター（事務局等）の方針や進め方をしっかり伝える事も必要
- 居場所での社会資源の開発は地域住民が主体で検討（グループワーク：マップ作成等）
- 地域の課題：見守り・貧困・虐待・詐欺等



# 生活支援体制整備事業

---

- 包括中心の地域ケア会議（努力義務）  
と協議会は別物？議論が重要

議論のポイント

制度（公的）中心のサービスと保険外  
（非公的）サービスの整理が大切：介  
護予防・日常生活支援総合事業の内  
訳等の精査も重要



# 介護予防・日常生活支援総合事業

---

多様なサービスの内容で支える、ボランティア団体・個人で行うサービス(保険外)を地域住民がどのように受け止め、どのようにして利用するのか? 支える側はどのようなサービスを提供するのか今後の課題です。住民の参加を得て圏域で会議等で検討する必要が重要

- 現在、社協で実施されている様々なサービスとの整合を取り、新規の資源の開発が最も重要
- 地域包括ケアシステムの機能強化(在宅医療・介護の連携・認知症総合支援・介護予防生活支援(住民参加のまちづくり)・施設から在宅へ等が重要





# 介護予防・日常生活支援総合事業

---

私達で新しい街づくり(八王子)地域でふれあいをどう構築し実現させるか考えてみましょう。

- 「俺になにができますか？」
- 「住民は何ができるか？協力してくれるかな」
- 「地域で(圏域)で助け合いを広めよう」
- 「地域で支えあう意義を共有」行政と協働
- 「自分にできることから始めよう」絆に入会
- 「地域資源：生き生きハンドブックの活動紹介



# 介護予防・日常生活支援総合事業

---

- 「この町に必要なサービスとは」
- 「自分自身でできるサービスを探す」
- 「時間がかかっても良いサービスを」
- 「将来に渡り意識を変えた取り組み」
- 「地域で最後まで住み続けるために」